

# 早島町居宅介護支援センター重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことなどを次の通りご説明します。

## 1. 事業者

法人名	社会福祉法人 早島町社会福祉協議会
法人 所在地	都窪郡早島町前潟249番地1
電話 番号	(086) 482-3000
代表者 氏名	三 宅 進
設 立 年 月	平成元年2月1日

## 2. 運営の目的と方針

要介護状態にあるご利用者に対し、公平・中立かつ適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その実施に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力やおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更を行います。

また、提供を受けている指定居宅サービス、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催等を通じて実施状況の把握に努めます。

## 3. 概要

### (1)居宅介護支援事業者の種類、指定番号及びサービス提供地域 等

事業所名	早島町居宅介護支援センター
所在地	都窪郡早島町前潟249番地1
電話 番号	(086) 482-3516
事業所の種類	指定居宅介護支援事業所 ※早島町から介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 業務を受託
介護保険指定番号	3372600050
責任者	野中 亨介
管理者	渡邊 亜弥
サービス提供地域	早島町及び倉敷市中庄、茶屋町、豊洲の各小学校区、 岡山市南区箕島、興除の各小学校区。

## (2)当法人があわせて実施する介護保険事業

種類	事業者名	事業者指定番号
通所介護	早島町デイサービスセンター	3372600100
訪問介護	早島町ホームヘルパーステーション	3372600092

## (3)職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1人以上
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人以上
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	3人以上

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

## (4)営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、年末年始の12月29日～翌1月3日を除く
営業時間	8時30分～17時30分 ただし、緊急連絡は24時間体制にて受け付けています

## (5)居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法及びモニタリングの実施方法	厚生労働省の標準課題項目に準じたアセスメントシートを使用して課題分析を行います。その後、少なくとも月1回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。 また、ご利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、ご利用者の同意及びサービス担当者会議で主治の医師、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集します。なお、少なくとも2月に1回はご利用者の居宅を訪問します。
利用料金	居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」の通りです。ただし、厚生労働省が定める介護報酬については、原則としてご利用者負担はありません。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。

担当者の変更	<p>① 事業者からの介護支援専門員の交替 当事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合はご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮いたします。</p> <p>② ご利用者からの交替の申し出 担当の介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、当事業者に申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員を指名することはできません。</p>
--------	---

#### 4. ご利用者からの相談または苦情に対応する窓口

##### (1) 苦情の受付

当事業者に対する苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

##### ◎苦情受付窓口

[責任者] 野中 亨介

[管理者] 渡邊 亜弥

所在地 都窪郡早島町前潟249番地1  
社会福祉法人 早島町社会福祉協議会 内  
早島町居宅介護支援センター

電話番号 (086) 482-3516

受付時間 毎週月曜日～土曜日  
8時30分～17時30分

##### [第三者委員]

氏名 則武 利明

連絡先 早島町早島1220番地

電話 (086) 482-0016

氏名 藤本 慶一

連絡先 早島町早島1083番地2

電話 (086) 483-1055

##### (2) 苦情解決の方法

##### (ア) 苦情受付

苦情は面接、電話、書面などにより随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

##### (イ) 苦情受付の報告確認

苦情を受け付けた場合は、速やかに責任者に報告いたします。

##### (ウ) 苦情解決の話し合い

責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア、第三者委員による苦情内容の確認

イ、第三者委員による苦情解決案の調整、助言

ウ、話し合いの結果や改善事項の確認

(工) 行政機関その他苦情受付機関

お住まいの地区の行政機関担当部署	
早島町 健康福祉課	所在地 都窪郡早島町前湯360番地1 電話番号 (086) 482-2483 FAX (086) 483-0564
岡山市保健福祉局 介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 電話番号 (086) 803-1240 FAX (086) 803-1869
倉敷市 介護保険課	所在地 倉敷市西中新田640番地 電話番号 (086) 426-3343 FAX (086) 421-4417
全県をエリアとする苦情受付機関	
岡山県 運営適正化委員会	所在地 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ3階 電話番号 (086) 226-9400 FAX (086) 226-9400
岡山県国民健康保険 団体連合会 介護110番	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 岡山県国保会館 電話番号 (086) 223-8811 FAX (086) 223-9109

5. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供時に、ご利用者の体調に急変が生じた場合その他必要とする場合は、速やかにご家族、主治の医師、協力医療機関等への連絡を行う等の必要な処置を講じます。

※重大な事故の場合(原則として医療処置が必要となった場合)は早島町やその他関係機関へ報告し、緊急の指示を仰いだり、再発防止のための助言や指導を受けます。

※事故の状況と処置は必ず記録を残します。その上で、関係職員・管理者等にて事故原因の調査・分析を行って再発防止に努めるとともにご利用者やそのご家族に誠実に説明します。

※また、いずれの場合も、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

6. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は、ご利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的として、ご利用者の主治の医師及び関係医療機関と連携を図ります。ご利用者については、以下の対応をお願いいたします。

- ① ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご利用者又はご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名前を伝えていただきますようお願いいたします。

## 7. 他機関との各種会議等

- ①ご利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして行います。また、会議の開催方法として、参集して行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。
- ②ご利用者等が参加して実施する会議について、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。

## 8. 秘密の保持

- ①事業者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- ②ご利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者及びご家族の個人情報を用いませぬ。

## 9. 禁止行為

事業者及び介護支援専門員は、居宅介護支援サービスを提供するにあたり、次のことを行いません。

- ① 直接的介護や医療行為
- ② 金銭又は物品の預かり・授受
- ③ 各種料金の支払い、預貯金の出し入れ
- ④ 緊急時以外の車での送迎
- ⑤ 宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他迷惑行為

## 10. サービスの提供

- ①ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正にご利用者又はご家族に対して提供するものとします。
  - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
  - ・指定居宅サービスの利用開始に際し、ご利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めること、その選定理由の説明を求めることができます。  
※当事業者が居宅サービス計画に位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、「別紙2」の通りです。
  - ・居宅サービス計画等の原案の内容についてサービス担当者会議を開催し、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。やむを得ない事由でサービス担当者会議が開催できない場合には、照会等により専門的な見地からの意見を求めます。
- ②主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない

と診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者又はそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けたサービス事業所へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

#### 1 1. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1 2. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症が発生した際の予防、又はまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 1 3. 身体拘束等の適正化

事業者は、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 1 4. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的開催します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

当事業者は、指定居宅介護支援の提供にあたり、ご利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 早島町社会福祉協議会

会 長 三 宅 進 印

早島町居宅介護支援センター

説明者 印

## ○居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ） 介護支援専門員1人あたりの 取扱件数が45未満	要介護1・2	要介護3・4・5
	10,860円	14,110円

## [加算]

## ○特定事業所加算Ⅱ【4,210円】

- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること
- ・常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること
- ・ご利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催すること
- ・24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じてご利用者等の相談に対応する体制を確保していること
- ・介護支援専門員に対して計画的に研修を実施していること
- ・地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供すること
- ・ご家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること
- ・特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- ・介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45件未満であること
- ・介護支援専門員実務研修における実習等に協力又は協力体制を確保していること
- ・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と協同で事例検討会、研修会等を実施していること
- ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

## ○特定事業所医療介護連携加算【1,250円】

- ・前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定における病院及び介護保険施設等との連携の回数の合計が35回以上であること
- ・前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること

## ○初回加算【3,000円】

- ・新規の居宅サービス計画を作成する場合
- ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

## ○入院時情報連携加算Ⅰ【2,500円】

- ・ご利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、もしくは入院日までに、当該病院又は診療所職員に対してご利用者に係る必要な情報提供を行った場合（営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院翌日を含む）

## ○入院時情報連携加算Ⅱ【2,000円】

- ・ご利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所職員へ利用者に係る必要な情報を提供した場合（営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む）



○退院・退所加算【4,500円～9,000円】

- ・病院又は診療所に入院又は介護保険施設等に入所をしていたご利用者の退院又は退所に当たり、当該病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご利用者に関する必要な情報の提供を、面談もしくはカンファレンス等の方法により、1回又は複数回受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合

○通院時情報連携加算【500円】

- ・ご利用者の同意を得た上で、ご利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等からご利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合

○ターミナルケアマネジメント加算【4,000円】

- ・在宅で死亡したご利用者に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合

○緊急時等居宅カンファレンス加算【2,000円】

- ・病院又は診療所の医師の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

[減算]

○特定事業所集中減算【2,000円】

- ・正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中している場合（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）

○運営基準減算

- ・適正な居宅介護支援が提供できていない場合【居宅介護支援費の50%減算】
- ・運営基準減算が2月以上継続している場合【居宅介護支援費算定不可】

○高齢者虐待防止措置未実施減算【居宅介護支援費の100分の1相当の減算】

- ・厚生労働省が定める高齢者虐待防止のための基準を満たしていない場合

○業務継続計画未策定減算【居宅介護支援費の100分の1相当の減算】

- ・業務継続計画を策定していない場合（令和7年4月1日以降）

<ご利用者の費用負担が発生する場合>

(1) 保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合

(2) 通常の事業の実施地域以外にて事業を対応する場合の訪問のための交通費

訪問に際し要した交通費の実費をいただきます。自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

① 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね5km未満は300円

② 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね5km以上の場合は600円

(3) その他、適正に本事業を遂行するにあたって、やむを得ない理由でご利用者負担が妥当と認められる場合

なお、ご利用者負担費用が発生した場合には、月末締めにて請求書を発行いたします。受領しました際には領収書を発行いたします。

諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書を市区町村担当課に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時に説明いたします。

当事業所が作成した居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

1. 令和6年度後期（9月～2月）の間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	16.9 %
通所介護	65.1 %
地域密着型通所介護	6.0 %
福祉用具貸与	57.5 %

2. 令和6年度前期（3月～8月）の間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	早島町ホームヘルプステーション	68.6 %
	アイディールサポート	29.0 %
	創心会ヘルプステーション	3.4 %
通所介護	早島町デイサービスセンター	48.5 %
	ブルーミングケア早島デイサービス	10.5 %
	デイサービスセンターはくあ	8.4 %
地域密着型 通所介護	デイサービス3匹の子ブタ	100 %
福祉用具 貸与	岡山リハビリ機器販売有限会社	17.3 %
	株式会社トーカイ倉敷営業所	15.0 %
	株式会社ライフケア	11.3 %

3. 特定の事業所に集中することが正当な理由

○地域密着通所介護の状況

岡山県における「正当な理由」に該当するため。

- (1) 地域内に1事業所しかない（5事業所未満）

## 居宅介護支援における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に掲載するところによりサービス担当者会議等で必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1、使用する目的

事業者が、介護保険法等に関する法令に従い、居宅介護支援サービスを円滑に実施するため

#### 2、使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲で必要最小限にとどめること。
- ② 提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- ③ 事業者は個人情報を使用した会議・提供した相手方・内容について記録しておき要望があれば本人にその記録を提出すること

#### 3、個人情報の内容（例示）

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、在宅生活を支えるために必要と思われる最小限の情報

#### 4、使用する期間 契約の有効期間内

令和 年 月 日

社会福祉法人 早島町社会福祉協議会 殿

ご利用者 住 所 都窪郡早島町 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代筆者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

ご家族 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 個人情報利用目的

早島町居宅介護支援センターでは、ご利用者の人格尊重の理念と当法人の定める「個人情報保護に関する方針」の下、ここに個人情報の利用の目的を公表いたします。

### 【当事業所における利用目的】

1. 居宅サービス計画の作成・見直し
2. 介護保険事務
3. 介護サービスの利用にかかる業務
  - ・サービス事業者への情報提供
  - ・管理者へのサービス内容等の報告
  - ・事故や緊急時、苦情等の報告
  - ・介護サービスの改善、向上

### 【他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的】

1. ご利用者に対するサービスについて
  - ①居宅介護支援事業所とご利用者が使用するサービス事業者間の連携、サービス事業者への必要最小限の情報提供
  - ②ご利用者の診療等に当たり、担当医師に意見、助言を求める場合
  - ③ご家族及び介護支援者への心身の状況説明
2. 介護保険事務について
  - ① 審査支払い機関（岡山県国保連合会）へのサービス実績報告
  - ② 審査支払い機関又は市町村（保険者）からの照会への回答
  - ③ 市町村（保険者）への事故報告
  - ④ 第三者委員及び市町村（保険者）への苦情の報告
3. 損害賠償保険等に係る保険会社等への届け出または相談

### 【上記以外の利用目的】

- ① 介護サービス提供に関わるボランティアとの連携
- ② 介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
- ③ 外部監査機関、評価機関等への情報提供等
- ④ 地域の支援者への情報提供（社協広報誌への掲載）

なお、予めご利用者本人及びご家族の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

令和6年 4月 1日

社会福祉法人 早島町社会福祉協議会  
会 長 三 宅 進  
早島町居宅介護支援センター  
責任者 野 中 亨 介

## 24時間連絡体制

『早島町居宅介護支援センター』の営業日及び営業時間は、  
[月曜日～土曜日]（日曜日と年末年始 12/29～1/3 は休業）  
[午前8時30分～午後5時30分] です。

緊急時など必要に応じて、営業日・営業時間以外においてもご利用者等の相談に対応できる体制を確保しています。

きょたくかいごしえん  
**早島町居宅介護支援センター**  
**(086)482-3516**